



「養子縁組届」の対象者

養子縁組のためには以下の要件が必要となります。

- 1.養親が 20 歳に達していること
- 2.養子となる方が、養親となる方の嫡出子、養子ではないこと
- 3.養子となる方が養親となる方の尊属、年長者ではないこと
- 4.後見人が被後見人を養子とする場合は、家庭裁判所の許可を得ていること
- 5.配偶者のある方が未成年者を養子とする場合は、配偶者とともに縁組をすること
※配偶者の嫡出子を養子とする場合は、単独で可能です。
- 6.養子、または養親となる方に配偶者がいる場合は、配偶者の同意を得ていること
- 7.養子となる方が 15 歳未満であるときは、法定代理人が縁組の承諾をすること
※法定代理人以外に養子となる方の父母で監護をすべき方がいる場合は、その同意を得ていることが必要です。
- 8.養子となる方が未成年者の場合は、家庭裁判所の許可を得ていること
※自己または配偶者の直系卑属を養子とする場合を除きます。